

学生の行動制限について

2020年6月2日通知

2020年6月25日更新

2020年7月10日更新

2020年7月15日更新

2020年8月5日更新

2020年9月16日更新

2020年10月21日更新

2020年12月9日更新

2020年12月21日更新

2021年2月9日更新

理事（社会連携・学生担当）

この行動制限の指針を遵守したからといって新型コロナウイルスの感染リスクから完全に逃れられる訳ではない。しかし、この行動指針は君たち自身や周りの大切な人が重症化や後遺症のリスクに晒される危険性を軽減し、もし君たちが感染した場合にSNS等を通じた言われなき誹謗中傷から自身の身を守るために必要なものである。

最近の県内感染者ならびに全国的な新規感染者の動向に鑑み、学生の行動制限を下記の通りとする。

※引き続き、健康管理事項（①「長崎大学健康管理システム」^{*)}による自らの健康状態の把握、②行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握、③新型コロナウイルス接触確認無料アプリ COCOA^{**)}を極力活用した陽性者との接触確認の把握）を厳守すること。

※発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。この場合、かかりつけ医がある場合はかかりつけ医を受診し、かかりつけ医がない場合は長崎大学保健・医療推進センター^{***)}に相談すること（その際、必ず事前に医療機関又は長崎大学保健・医療推進センターに電話連絡すること。****）。

なお、長崎県以外に在住している学生については、長崎県在住の学生に出している指示に準じて、地元医師会及び自治体の関連サイトを必ず確認すること。

※COCOAで陽性者との接触が確認された場合には、長崎大学保健・医療推進センターに電話連絡し、相談すること。*****

※感染者、濃厚接触者、PCR検査対象者となった場合には、保健所の指示に従うとともに所属部局の学務担当窓口に報告すること。

***¹) 長崎大学健康管理システム :**

LACS 等と同様に Web ブラウザでアクセスでき、各自の体温や体調を日々記録して、健康状態の管理を行うことができるシステムで、下記の URL からアクセスできる。

長崎大学健康管理システム :

<https://hms.hc.nagasaki-u.ac.jp/>

****²) 厚生労働省(HP)新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) :**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

*****³) <かかりつけ医がない場合の相談窓口>**

長崎大学保健・医療推進センター

T E L : 095-819-2213、2214 (平日 8:45~17:30まで対応)

【休日・夜間】

体調不良があり、平日の通常診療時間まで我慢できない又は不安に思う場合には、

長崎県受診・相談センター T E L : 0120-409-745 に相談すること。

上記で解決しない場合には、

救急医療機関案内 (長崎市消防局) T E L : 095-825-8199 に連絡すること。

******⁴) 病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。**

*******⁵) 保健・医療推進センターや長崎大学病院に直接行かないこと。**

◎今回の主な改正点

- 制限地域から栃木県を削除する。なお、現在の制限地域は次のとおり。

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県、沖縄県

1. 県外への移動について

- ・ 制限地域への移動について：2月10日（水）以降、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県、沖縄県（以下「制限地域」という。）これらの地域での単なる乗り継ぎの場合は除く。）への観光、娯楽等不要不急の目的での移動を禁止する。インターナーシップ参加を含む就職活動、大学院受験、実家へのやむを得ない事由での帰省等で移動した場合（単なる乗り継ぎの場合は除く。）や制限地域からの来訪者に会った場合には、登学に際して次の「制限地域への移動後等の登学について」を遵守すること。
また、制限地域以外であっても県境を越える不要不急の移動は極力控えること。
- ・ 制限地域へやむを得ず移動する場合：原則として、事前に指導教員、研究室の教員、メンター等と研究計画等について十分相談し、所属部局長に「制限地域への移動許可願（様式1）」を提出した上で、移動の許可を得ること。
- ・ 制限地域への移動後等の登学について：
 - 1) 事前許可を受けている場合は、(1)制限地域内の飲食店での飲酒、会食を行っておらず、(2)長崎大学健康管理システムで制限地域に移動した日から登学当日までの間に体調不良がなく、(3)COCOAによって陽性者との接触がないことを記した様式の「登学許可願（様式2）」を所属部局長に提出の上、登学の許可を得ること。
 - 2) 事前許可を受けていない場合は、長崎に戻った日又は制限地域からの来訪者に会った日の翌日から起算して2週間は登学を禁止する。登学に際しては、「登学許可願（様式3）」を所属部局長に提出の上、登学の許可を得ること。ただし、身内の不幸や就職内定先からの急な呼び出し等事前許可申請ができなかった特別な事情がある場合は、「登学許可願（様式2）」を提出し、登学許可を得ること。
なお、体調不良があれば即座に登学を停止し、最寄りの医療機関の診療を受けること。
- ・ 国際学寮ホルテンシア又は国際交流会館のシェアタイプの部屋に居住している場合：制限地域に移動し、長崎に戻って来る場合は、直接自分の部屋に戻らず、戻って来る5日前（JR・航空機などのチケットを予約する場合はその前）までに、国際学寮ホルテンシアに居住する学生にあっては多文化社会学部学務担当に、国際交流会館に居住する学生にあっては留学支援課に必ず連絡し、指示を仰ぐこと。
- ・ 制限地域以外の道県への不要不急の移動及びそれらの地域からの来訪者に会う場合：感染拡大防止の重要性に鑑み慎重に判断すること。どの地域であっても、マスク着用等十分な感染予防対策をとるとともに、上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守し、慎重に行動すること。
- ・ 海外への移動について：従来からの移動規制を継続する。留学等で海外から帰国し

た者については、上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守した上で以下の行動をとること。

- 1) 入国検疫官による特段の指示がなく、入国地（成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡国際空港等）から公共交通機関を利用せずに長崎に戻ることができる場合は、長崎に戻った翌日から起算して2週間の自宅待機を要請する。登学に際しては「登学許可願 様式4」を提出すること。
- 2) 入国検疫官による入国地待機の指示がある場合や公共交通機関を利用して長崎に戻らざるを得ない場合は、入国地において帰国した翌日から起算して2週間待機することを要請する。この場合、長崎に戻ってからの2週間の自宅待機は求めない。登学に際しては「登学許可願（様式4）」を提出すること。

※病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

2. 入構について

入構の際には、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている場所を利用し、自らも咳エチケット及び屋内や人と対面で会話をする場合のマスク着用を遵守することで3密回避に徹するとともに、手洗いや手指消毒をこまめに行うこと。

3. アルバイトについて

- ・ アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防（マスク着用を含む咳エチケット、手洗い等）を必ず行うとともに、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている店舗等（飲食業については自己適合宣言マーク等の表示がある店）でのアルバイトを選択するよう強く要請する。
- ・ スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接待を伴う飲食業」でのアルバイトについては従来から学生に相応しくない職種として禁止されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止する。

4. 集団での飲食ならびにカラオケ、スポーツジム等学外体育施設の施設利用について 【飲食について】

- ・ アルコールの有無にかかわらず、家族以外の者との会食等については個人宅も含め禁止する（生協等での食事については、手洗い、手指消毒、社会的距離の確保を遵守した上で短時間で切り上げ、会話は3密回避が確保できる場所で、食後にマスクを着用して行うこと）。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用を禁止する。

【カラオケの利用について】

- ・ 飛沫感染のリスクが高いため、利用を禁止する。

【スポーツジム等学外体育施設の利用について】

- ・ クラスター発生の可能性が高いため、利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

※病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGH の大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

5. 感染者等の保護

感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷、不必要的個人情報の発信は、厳に慎むとともに被害を受けた場合は、長崎県の「新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口」(TEL:095-894-3184) に電話で相談すること。

6. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、再度強化が要請される可能性がある。本学から新たな行動指針等が出された場合等には、それらの指針等に従うこと。

以上

制限地域への移動許可願

令和 年 月 日

_____ 学部/研究科長 殿

学生番号 : _____

氏 名 : _____

指導教員、メンター教員等（教員名 : _____ 教員）と PCR 検査対象者、濃厚接触者になった際の研究等の中止リスクとその間の研究計画等について充分に話し合い、移動期間中の行動上の諸注意を受けた上で、制限地域へ移動しますので、許可願います。なお、自身が PCR 検査対象者、濃厚接触者、新型コロナウイルス陽性反応者となった場合は、感染拡大防止の観点から速やかに部局学務担当に連絡します。

移動理由 : _____

移動（予定）期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

移動地 : _____ 都・道・府・県

目的・場所・用務の日時等を以下に記載してください。

※原則として、移動理由と移動期間が明示された資料（メール、受験票、会葬礼状、病院の領収書等）を添付すること。会葬礼状や病院の領収書等については事後的に提出すること。

※移動理由について、単なる旅行や娯楽等不要不急の移動の場合は許可されません。ただし、制限地域への移動が単なる乗り継ぎだけで、滞在（飲食等）が無い場合は申請の必要はありません。

登学許可願

(事前許可申請を行った者及び特別な事情で事前申請ができなかった者)

令和 年 月 日

_____ 学部長／研究科長 殿

学生番号：_____

氏 名：_____

移動先：_____ 都・道・府・県

以下の通り相違ないので、登学を許可願います。

(該当欄にチェックを入れてください)

事 項	チェック (✓) 及び理由記述欄
1. 部局長への事前申請有り (→4. へ)	
2. 部局長への事前申請なし (→3. へ)	
3. 事前申請できなかった理由を右欄へ記載してください。	
4. 県外へ移動後申請日まで長崎大学健康管理システムに入力し、健康状態に異常がないことを確認した。	
5. 移動期間中、家族以外の者との会食等は行っていない。	
6. COCOAで陽性者との接触が認められなかった。	

登学許可願

(事前許可申請を行わなかった者及び不要不急の移動を行った者)

令和 年 月 日

_____ 学部長／研究科長 殿

学生番号：_____

氏 名：_____

移動先：_____ 都・道・府・県

以下の通り2週間の待機期間を終了したので、登学を許可願います。

(該当欄にチェックを入れてください。)

待機期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

事 項	チェック(✓) 欄
1. 自宅待機期間中、長崎大学健康管理システムに入力し、健康状態に異常がないことを確認した。	
2. 待機期間を通して、家族以外の者との会食等は行っていない。	
3. COCOAで陽性者との接触が認められなかった。	

登学許可願

(海外から入国した者)

令和 年 月 日

_____ 学部長／研究科長 殿

学生番号：_____

氏 名：_____

移動先(国名)：_____

以下の通り2週間の待機期間を終了したので、登学を許可願います。

(該当欄にチェックを入れてください。)

待機期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

待機地：_____

事 項	チェック(✓) 欄
1. 待機期間中、長崎大学健康管理システムに入力し、健康状態に異常がないことを確認した。	
2. 待機期間を通して、家族以外の者との会食等は行っていない。	
3. C O C O Aで陽性者との接触が認められなかった。	